

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「委託法人訪問員、職員の問題行為に対してNHKが行った処分が分かる資料」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、平成29年12月21日付け報道資料「職員の懲戒処分について」と、契約・収納業務に係る委託先法人に関する文書、および職員の懲戒処分に係る文書（3点）を特定した。

このうち、報道資料「職員の懲戒処分について」については開示したが、契約・収納業務に係る委託先法人に関する文書については、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項4号に該当し、開示することができないとした。

また、職員の懲戒処分に係る文書は、人事に関する情報であり、個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、「契約、収納業務委託法人の訪問員が過去に行なった問題行為は委託元のNHKにもその責があり、どのように対処したのかを視聴者へ説明する義務がある。また、問題行為を行わないようにNHKが何らかの措置を講じたり対応したりすることは当然のことであり、視聴者が知るべきことである。事業活動に支障を及ぼすとは考え難く、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の見解を問いたい」として、再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、契約・収納業務に係る委託先法人に関する文書は、NHK以外の法人に関する情報であり、NHKが法人事業者に対して実施する措置の内容や指示事項等を開示することにより、NHKの契約・収納業務における法人委託の契約や運用の業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、また、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあり、規程第8条1項4号に該当するため、さらに、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負う文書であることから、規程第8条1項6号前段に該当するため、開示することができない。また、職員の懲戒処分に係る文書は、人事に関する情報であり、個人に関する情報であって、

規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、再検討の求めに係る文書のうち、契約・収納業務に係る委託先法人に関する文書には、NHKの契約・収納業務における法人委託の契約や運用の業務の情報があり、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当すると認められるほか、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号に該当すると認められる。さらに、当該文書はNHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負うものであることから、規程第8条1項6号前段に該当すると認められる。また、職員の懲戒処分に係る文書には、人事に関する情報と個人に関する情報があり、それぞれ規程第8条1項1号および3号に該当すると認められることから、再検討の求めに係る文書を不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

### 4 審議の経過

2021年11月29日（第310回審議委員会）

第851号 諮問、審議

12月13日（第311回審議委員会）

審議、答申